

# 敷地と道路との関係

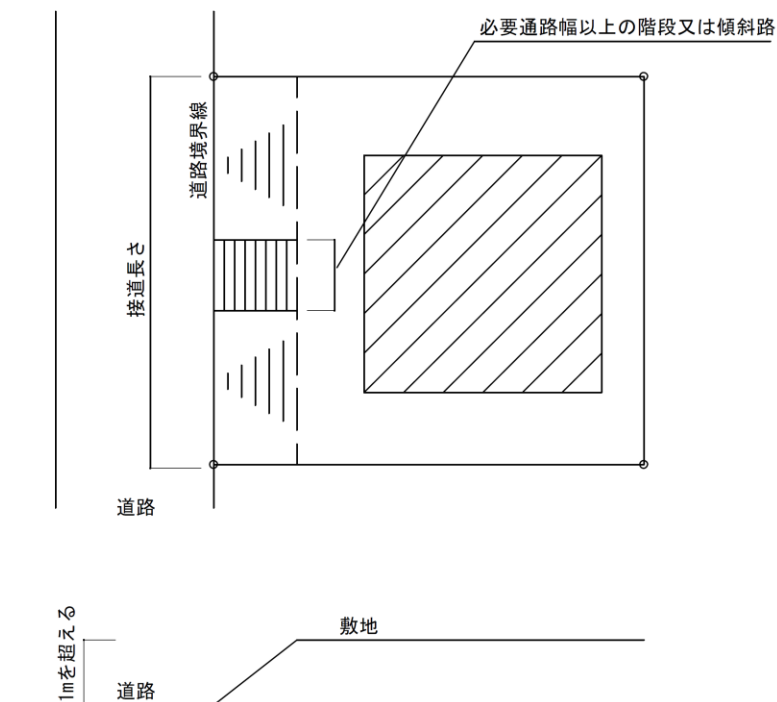
最終更新日 令和2年3月23日

法第43条

## 敷地と道路に高低差がある場合の取扱い

建築物の敷地と道路との高低差が1mを超える場合、法第43条の適用にあたっては、道路に通ずる幅員が75cm以上かつ必要幅の階段や傾斜路の設置が必要。

必要幅は、令第126条の6、令第128条、県条例第16条による。



参 考

建築基準法質疑応答集 P3917